

お知らせ

不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売及び使用等を行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。次のような不正軽油に関する情報がありましたら、当課までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
○安い軽油を売り込みにきた。
○自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

10月1日〜7日までは「公証週間」です

遺言や大切な契約を公正証書が守ります。

公証人は、国の一機関として、中立・公正な立場で、地域住民の皆様方の財産などの権利や生活を守る仕事をしています。法律の専門家である公証人が作成する公正証書は、公文書であり、これによって大切な権利を守り、また、私的なトラブルを未然に防ぐ役割を果たしています。公証人の主な業務は、次のとおりです。

○公正証書で契約書を作った、大切な財産を守ります。
○公正証書で遺言書を作った、大切な人に遺産を譲ります。
○公正証書で養育費の給付契約書を作った、子供の将来を守ります。

○任意後見契約書を作った、老後の安心を確保します。
○会社等を設立するための、定款を認証します。
手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。公証事務に関する相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

◆青森県内の公証人役場
青森公証人合同役場
住所 青森市長島一丁目3番17号
阿保歯科ビル4階
☎0177-776-8273

◆問合せ先
下北地域県民局県税課
☎22-8581 内線207

◆問合せ先
住所 弘前市大字新町176番地3
☎0172-34-3084
公証人 藤部 富美男
八戸公証役場
住所 八戸市大字廿三日町28番地
八戸ウエストビル201
☎0178-43-1213
公証人 高村 一之

全国一斉!

法務局休日相談所開設

青森地方法務局では、法務局が所掌する登記、人権等に関する特設の無料相談所を開設します。相談は予約優先制で一人につき30分以内です。事前に電話で予約をお願いします。

◆日時 平成30年10月7日(日)
午前10時〜午後3時まで

◆会場 青森地方法務局
◆内容
①休日相談所
・土地建物の登記、相続、境界、遺言、近隣とのトラブル、お年寄りや子どものいじめ等。
・法務局職員、公証人、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が相談に応じます。
②公証人による「遺言」についての講演(予約優先)
時間 午前10時〜10時50分まで
③司法書士による「相続登記」についての講演(予約優先)
時間 午前11時〜11時50分まで

◆予約・問合せ先
青森地方法務局総務課
☎0177-776-6231

法の日

司法書士無料法律相談会

10月1日は法の日です。日常生活での困りごとや法律上の悩みについて司法書士が無料で相談に応じますので、お気軽にお尋ね下さい。

◆日時 10月6日(土)
午前10時〜午後3時
◆場所
むつ来さまい館 1階会議室
(むつ市田名部町10番1号)

◆相談内容
相続・登記・成年後見・多重債

務・裁判所提出書類作成等
◆主催 青森県司法書士会
※当日先着順・面談相談
※相談は無料(具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかります)
右記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-940-230)へご連絡いただくと、無料相談のご予約を承っております。

◆問合せ先
青森県司法書士会
青森市長島3-5-16
☎0177-776-8398
FAX 0177-774-7156

10月〜12月定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

◆開催日時・場所
○10月2日(火)
13時30分〜15時30分
青森県労働委員会
(県庁向かいみどりやビル7階)

○10月14日(日)
10時30分〜12時30分
弘前文化センター2階(弘前市)
○10月21日(日)
10時30分〜12時30分
ユートリー5階(八戸市)

※左記日時の開催場所は、青森県労働委員会
○10月28日(日)
10時30分〜12時30分

○11月13日(火)
13時30分〜15時30分
○11月18日(日)
10時30分〜12時30分
○12月4日(火)
13時30分〜15時30分
○12月16日(日)
10時30分〜12時30分

◆対象者 県内の労働者、事業主
◆相談員 青森県労働委員会委員
◆費用 無料
◆利用方法 随時受付(事前予約も受け付けています)

◆問合せ先
青森県労働委員会事務局
☎0177-734-9832
FAX 0177-734-8311
労働相談ダイヤル
0120-610-782
ホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodankai.html

「未来につながる相続登記」

相続した不動産(土地・建物)についての相続登記(名義変更)は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

長い間、相続登記をしないで放置していたために、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまりにくくなってしまうことがあります。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというものではありませんが、放置することは、自分の